公　　示　　書

新潟美咲合同庁舎１号館における福利厚生施設の営業を希望する者の公募を次のとおり公示します。

令和８年１１月２０日
国土交通省
北陸地方整備局長　植田　雅俊

１．対象事業者

新潟美咲合同庁舎１号館において
・自動販売機（食品）の営業を希望する者　＜１事業者＞

２．対象施設

（１）名　　称　　新潟美咲合同庁舎１号館
（２）所　在　地　　新潟市中央区美咲町１丁目１番１号
　　電　話　０２５（２８０）８８８０（代表）
（３）施設の概要　　別紙１「施設概要」のとおり

３．業務期間

業務期間は令和９年３月１日から令和１４年２月２９日までとする。なお、本契約は一度に限り更新することができる。

４．国有財産の使用許可

本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得なければならない。

５．申請書関係説明資料の交付期間、場所及び交付方法

令和８年１１月２０日から令和８年１２月８日までの間に、北陸地方整備局総務部厚生課において書面により交付する（平日９時から１６時まで）。

また、郵送による交付を希望する者は、電話で１２月４日までに申し出ること。

６．申請書等についての個別説明

公示後、福利厚生施設の営業を希望する者は、申請書等についての個別説明を令和８年１１月２０日から令和８年１２月８日までの平日９時から１６時までの間、北陸地方整備局総務部厚生課において行うので、電話で日時を確認の上、必ず受けること。

なお、個別説明を受けなかった者については、申請への参加は認めない。

７．営業の条件

別紙２「営業条件」のとおり

８．参加資格

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと

（６）暴力団又は暴力団員及び（２）から（５）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。

９．提出書類

（１）新潟美咲合同庁舎１号館における福利厚生施設営業申請書

（２）添付書類

① 会社等概要（個人の方は市販の履歴書を添付）

② 過去３年間の社会的信用失墜行為の有無

③ 店舗別営業開始日一覧表

④ 過去３年間の保健所等からの指摘事項及び改善措置状況

⑤ 経営規模等調査票

⑥ 納税証明書

法人の場合 → 法人税、消費税及び地方消費税（その３の３）

個人の場合 → 申告所得税、消費税及び地方消費税（その３の２）

⑦ 法人の場合→商業登記簿謄本、個人の場合→身分証明書（市町村発行）

⑧ 直近３期分の決算書

法人の場合 → 貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書

個人の場合 → 決算等財務状態が確認できる書類

⑨ 免許が必要な販売商品を取り扱う場合は当該免許の写し

⑩ 提案書（Ａ４判 両面１０枚 以内）

⑪ 誓約書及び役員名簿

※なお、詳細については個別説明時に行う。

１０．申請書の提出期限、場所及び方法

令和８年１２月２２日（火）１６時までに北陸地方整備局総務部厚生課に持参又は郵送（書留郵便のみとし、上記提出期限を必着とする）にて提出すること。

１１．営業する者の特定方法

提案内容及び経営実績等を総合的に審査のうえ、営業する者を特定する。

１２．その他

（１）申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とします。

（２）国土交通省北陸地方整備局長は、提出された申請書及び資料を審査以外に提出者に無断で使用しません。

（３）提出された申請書及び資料は、返却しません。

（４）提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めません。

問い合わせ先：新潟市中央区美咲町１丁目１番１号　新潟美咲合同庁舎１号館内
国土交通省北陸地方整備局　総務部厚生課　福利厚生官
電話　０２５（３７０）６６４３【厚生課直通】

別紙１

施　設　概　要

◆施設名　　新潟美咲合同庁舎１号館

◆所在地　　新潟市中央区美咲町１丁目１番１号

◆庁舎利用者数　約６００名

◆自動販売機（食品）

・設置台数　　２～３台

・設置場所　　１階
（設置場所の「平面図」は、申請書関係説明資料に添付する。）

・現況自販機の使用面積　１．０９㎡（２台）

・電力　１００Ⅴ

別紙２

営　業　条　件（自動販売機　食品）

項　　目	営　　業　　条　　件
施設の目的	新潟美咲合同庁舎１号館の職員及び来庁者の利便に資することを目的とし、職員の福利厚生の増進のため、良質で低廉な物資の供給とサービス提供のための施設である。
営業開始予定日	令和９年３月１日
営業日	通年とする
設置台数	食品２～３台設置を予定しているが、別途提案を受け付ける。
機器の管理等	機器は受託者において用意し、管理すること。 商品の補填は受託者において行うこと。 地震時に機器が転倒しないための必要な安全措置を講ずること。
販売品目	パン、菓子、カップ麺の３種類を予定しているが、別途提案を受け付ける。
販売価格	提案を基本とする。
契約期間	契約の期間は令和１４年２月２９日までとするが、一度に限り更新することができるものとする。
国有財産使用料	国有財産使用料は選定者より提案された額とする。ただし、国が算定する使用料の目安額（年額１０，６３２円／㎡（税抜き））以上の額とする。 また、別途、国有財産法に基づく使用許可手続きをとるものとする。 なお、当該使用料は、毎年度の見直しにより変動する場合がある。
光熱水料	機器へ供給する電力の使用料については、受託者において負担する。 また、使用量計測機器（個別メーター）及び設置費用についても、受託者において負担する。電気料の支払方法は、別途指示する。
備品類	自動販売機等その他運営上必要な備品類については、受託者が用意すること。 備品類の修理及び更新等は、受託者において行うものとする。
消耗品類	運営上必要な消耗品類については、受託者が用意すること。
衛生管理等	衛生管理及び安全管理は、受託者において全責任を負うものとする。
報告事項等	契約書（案）による。
庁舎への出入り等	庁舎管理規則に従うものとする。
営業時間	２４時間。ただし、委託者との打合せによって双方が合意すれば、営業時間の変更は可能とする。
サービス方法	自動販売機による販売とする。
精算方法	現金による販売とするが、電子マネー機能の追加も可とする。
その他	施設の営業に当たり、保健所等への申請又は届け出が必要な場合は、受託者が行うものとする。 委託者より商品の補填について要請があった時は、速やかに補填を行う。

営業条件に係る補足説明事項

①　自動販売機経営は職員及び来庁者の利便に資する目的をもって行うこと。
②　営業に当たっては食品衛生法等の法令及び規則を遵守すること。
③　営業内容の第三者への譲渡又は請負を禁止する。
④　事業設備の第三者への貸与及び許可した業種以外の利用は禁止する。
⑤　設備及び物品の善良なる管理者の注意義務をもって管理すること。
⑥　営業時間を遵守し、品質、分量、規格及び価額については職員及び来庁者等の利用しやすいものにすること。
⑦　契約期限は令和１４年２月２９日までとし、一度に限り更新することができるものとするが、期限経過後は速やかに施設等の現状回復を行うこと。
⑧　営業条件に定めのない事項に関しては、必要に応じて協議する。